

○日高市手話言語条例(案)に対するご意見(市民コメント)

資料 4

意見者	番号	関係する条文など	ご意見内容	市としての考え方
1	1	第3条から第5条	市役所と病院に手話通訳を設置できる条文を加えて欲しい。	本条例は、手話を必要とする人が、安心して暮らせることができるように宣言した理念条例のため、具体的な手話通訳等の設置については、第5条の施策の推進の中で、可能な施策を少しずつでも推進することで、社会の中で手話通訳が増えていくよう努めます。また、市役所内においては、現時点で、可能な限り手話通訳できる職員と連携して対応できるよう努めるとともに、手話通訳ができる職員を配置できるよう努めます。
2	2	第5条	災害時を含む公共の場(市役所)での手話対応、病院等での手話対応(手話通訳者の常駐)の内容を含めてとしてできませんか。 聞こえない方は、市役所での手続き、病院へ行った時(緊急で病院に行かなければならなかった時)に意志疎通ができず困ります。	災害時は、通常時に比べ緊急を要するため、新たに条文を設置し、関係する機関等と連携し、手話による情報の収集及び提供や、意思疎通の支援に必要な措置などに努めて参ります。 手話通訳等の設置については、第5条の施策の推進の中で、可能な施策を少しずつでも推進することで、社会の中で手話通訳が増えていくよう努めます。また、市役所内においては、現時点で、可能な限り手話通訳できる職員と連携して対応できるよう努めるとともに、手話通訳ができる職員を配置できるよう努めます。
3	3	第5条	第5条(2)において、具体的に災害時の対応、情報補償を明記して欲しい。コミュニケーション支援の一步として、市役所に通訳者をおいてください。(明記を含めて)	災害時は、通常時に比べ緊急を要するため、新たに別に条文を設置して対応できるよう努めます。また、市役所内においては、現時点で、可能な限り手話通訳できる職員と連携して対応できるよう努めるとともに、手話通訳ができる職員を配置できるよう努めます。
	4	制定後について	具体策の対応・実行に向け継続的に市民の皆さんを巻きこんでの啓発活動が続けていってください。期待しております。	手話を必要とする人その他関係者の意見を聴き、市民及び事業者の協力のもと、手話に対する理解及び手話の普及の促進に努めます。
4	5	第3条から第5条	市役所や市内の病院に、手話通訳者、またはそれと同等くらいの能力を持っている職員を配置する内容を盛り込んでほしい。また、災害時の情報保障についての条文を盛り込んでほしい。	市役所内においては、現時点で、可能な限り手話通訳できる職員と連携して対応できるよう努めるとともに、手話通訳ができる職員を配置できるよう努めます。また、手話通訳等の設置については、第5条の施策の推進の中で、可能な施策を少しずつでも推進することで、社会の中で手話通訳が増えていくよう努めます。 災害時は、通常時に比べ緊急を要するため、新たに条文を設置して対応できるよう努めます。